

都市再生整備計画 事後評価方法書

可児市南西地区

平成 22 年 6 月

岐阜県可児市

(1) 成果の評価		
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況		
指標 1 :	幹線道路沿線騒音値	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の 基準時点	平成 16 年度の環境騒音測定時(平成 16 年 12 月 13 日時点)	
実施主体	環境課	
計測手法	平成 16 年度の市道 50 号線沿い虹ヶ丘水道ポンプ場における環境騒音測定結果(平成 16 年 12 月 13 日、月曜日、晴天の平均値)	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 21 年 12 月 9 日(12 月 13 日付近の平日、晴天日で測定可能な日)	
実施主体	環境課	
データの 計測手法	市道 50 号線沿い虹ヶ丘水道ポンプ場における環境騒音値を計測(平日、晴天日の平均値)	
評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 12 月 9 日、水曜日、晴天日の計測値に対して平成 22 年度の評価値も変わらないと考える。 平成 21 年 11 月に事業が完了していることから、平成 21 年 12 月 9 日時点の評価値を、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の評価値(確定値)とする。 	
確定 / 見 込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップ の必要性	あり	
	なし	
計測時期		
実施主体		
計測手法		

指標 2 :	団地内通学路の歩行空間整備率	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の基準時点	都市再生整備計画作成時	
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	
計測手法	平成 16 年度時点の鳩吹台、緑団地内における歩道付き通学路の内、歩道幅員が拡幅改良されている率(延長比)を計測	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 22 年 8 月 1 日	
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	
データの計測手法	鳩吹台、緑団地内における歩道付き通学路の内、歩道の幅員が拡幅改良された率(延長比)を計測	
評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 8 月時点の評価値に対して平成 22 年度の評価値も変わらないと考える。(平成 22 年度の工事発注により整備担保とする) よって平成 21 年 8 月時点の評価値を、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の評価値(見込み値)とする。 	
確定/見込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップの必要性	あり	
	なし	
計測時期	平成 23 年 6 月 1 日(交付終了後の時点)	
実施主体	都市計画課	
計測手法	交付終了後に鳩吹台、緑団地内における歩道付き通学路の内、歩道空間が改良された率(延長比)を計測し、確定値とする。	

指標 3 :	公園利用者数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時	
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	
計測手法	平成 16 年度の可児市総合運動場と坂戸市民テニスコートの利用者数合計(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 22 年 6 月 1 日	
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	
データの 計測手法	平成 18～21 年度の可児市総合運動場と坂戸市民テニスコートの利用者数を計測	
評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点ではすべての事業が完了していない。 よって、都市再生整備計画期間中(平成 18～21 年度)の公園利用者数の傾向からトレンドを求めて、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の公園利用者数(平成 22 年度)を推計し、評価値(見込みの値)とする。 	
確定 / 見 込みの別	<input type="checkbox"/>	確定
	<input type="checkbox"/>	見込み
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップ の必要性	<input type="checkbox"/>	あり
	<input type="checkbox"/>	なし
計測時期	平成 23 年 6 月 1 日(平成 22 年度の可児市総合運動場と坂戸市民テニスコートの利用者数が公表される時点)	
実施主体	都市計画課	
計測手法	可児市総合運動場と坂戸市民テニスコートの利用者数合計	

指標 4 :	安心して防災施設を利用できる人数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時	
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	
計測手法	平成 16 年度時点の地区内の指定避難所の内、備蓄倉庫が整備された防災施設を利用できる人数を算出。	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 22 年 6 月 1 日	
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	
データの 計測手法	地区内の指定避難所の内、備蓄倉庫が整備された防災施設を利用できる人数を算出。	
評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 6 月時点の評価値に対して平成 22 年度の評価値も変わらないと考える。 事業が平成 21 年度に完了していることから、平成 22 年 6 月時点での評価値を、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の評価値(確定値)とする。 	
確定 / 見 込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップ の必要性	あり	
	なし	
計測時期		
実施主体		
計測手法		

指標 5 :	受益戸数	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方		
従前値の 基準時点	都市再生整備計画作成時	
実施主体	都市計画課	
計測手法	平成 16 年度時点の水道台帳に基づき、減圧弁が設置してあり安定した給水を受益できない住宅戸数(10 戸)に対する改善戸数	
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
計測時期	平成 22 年 8 月 1 日	
実施主体	都市計画課	
データの 計測手法	水道台帳に基づき、減圧弁が設置してあり安定した給水を受益できない住宅戸数(10 戸)に対し、バイパス管の設置により給水が改善できた戸数	
評価値の 求め方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 8 月時点の評価値に対して平成 22 年度の評価値も変わらないと考える。(平成 22 年度の工事発注により整備担保とする) よって平成 22 年 8 月時点の評価値を、評価基準日【平成 23 年 3 月 31 日】の評価値(見込み値)とする。 	
確定 / 見 込みの別	確定	
	見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方		
フォローアップ の必要性	あり	
	なし	
計測時期	平成 23 年 6 月 1 日(交付終了後の時点)	
実施主体	都市計画課	
計測手法	交付終了後に、減圧弁が設置してあり安定した給水を受益できない住宅戸数(10 戸)に対する改善戸数を計測し、確定値とする。	

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標 (当初設定した数値目標以外の指標) による効果発現の計測

数値指標:					
記述理由					
A : 事前評価時の『従前値』の求め方					
従前値の 基準時点					
実施主体					
計測手法					
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
計測時期					
実施主体					
データの 計測手法					
評価値の 求め方					
確定 / 見 込みの別	<table border="1"><tr><td>確 定</td><td></td></tr><tr><td>見 込 み</td><td></td></tr></table>	確 定		見 込 み	
確 定					
見 込 み					
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方					
フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td>あ り</td><td></td></tr><tr><td>な し</td><td></td></tr></table>	あ り		な し	
あ り					
な し					
計測時期					
実施主体					
計測手法					

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

- ・平成21年度において、南西地区の都市再生整備計画事業の円滑な執行管理と計画の修正等まちづくりの目標達成の確実性向上のために事業評価(事業の進捗状況の確認及び数値指標、実施過程状況を把握し、モニタリング値の把握、評価値の予測等)を実施した。

C: 事後評価時の確認方法

時 期 交付終了年度(平成22年6月時点)

確 認 先 都市計画課

確認方法 交付期間中の4年目(平成21年度)に行ったモニタリング報告書により確認する。

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

- ・地域住民で構成された運動公園整備協議会の開催

C: 事後評価時の確認方法

対 象 可児市運動公園整備協議会の実施状況について確認する。

時 期 交付終了年度(平成22年6月時点)

確 認 先 都市計画課(運動公園整備事業担当課)

確認方法 運動公園整備協議会の議事録で住民参加プロセスの実施状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

花いっぱい運動

C: 事後評価時の確認方法

対 象 公園等についての住民参加による維持・管理の実施状況。

時 期 交付終了年度(平成22年6月時点)

確 認 先 都市計画課(都市再生整備計画主管課)

確認方法 ・活動記録をもとに活動状況を把握・確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
- イ 都市再生整備計画に記載しなかった
- ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B：実施事項（ Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入）

ロードサポーター制度

C：事後評価時の確認方法

対 象 市道についての住民参加による維持・管理の実施状況。

時 期 交付終了年度（平成 22 年 6 月時点）

確 認 先 都市計画課（都市再生整備計画主管課）

確認方法 ・ 活動記録をもとに活動状況を把握・確認する。

(3) 効果発現要因の整理	
時 期	平成 22 年 8 月～9 月
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)
検討体制	都市計画課が主管課となり、事業に係わるすべての課（都市計画課、土木課、維持管理課、防災安全課、水道課）による庁内の横断的な組織において 1 回会議を開催する。

(4) 今後のまちづくり方策の作成	
時 期	平成 22 年 8 月～9 月
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)
検討体制	前記の都市再生整備計画調整会議による検討会議を 1 回設けて、ブレーン・ストーミングを行う。

(5) 事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果(最終)の公表
時 期	平成 22 年 10 月	平成 23 年 3 月
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)	都市計画課(都市再生整備計画主管課)
公表方法	広報への掲載により周知し、都市計画課窓口での閲覧、市ホームページへの掲載により公表する予定である。 公表期間は 2 週間とする。	広報への掲載により周知し、都市計画課窓口での閲覧、市ホームページへの掲載により公表する予定である。 公表期間はフォローアップ実施後 1 年間とする。

(6) まちづくり交付金評価委員会の審議	
時 期	平成 22 年 11 月
実施主体	都市計画課(都市再生整備計画主管課)
設置・運用方法	市が定めたまちづくり交付金評価委員会設置要綱に基づき、学識経験者を含む 3 名以上でまちづくり交付金評価委員会を構成する。まちづくりの観点から、都市再生整備計画に限定し事業評価を行うよう、上記の要綱で運用する。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定	
聴取方法	

(3) ~ (6) の検討以外に市町村で任意に有識者から意見聴取を予定する場合に記入

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	
予算措置の状況	ア 費用は発生しない イ 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ その他 ()

都道府県名	岐阜県
市町村名	可児市
地区名	可児市南西地区
計画期間	平成 18 年度～平成 22 年度
作成者	部署 都市建設部都市計画課
	役職 街路公園係長
	氏名 溝口英人
連絡先	T E L 0574-62-1111 (内線 2205)
	F A X 0574-63-4652
	E-mail tosikeikaku@city.kani.lg.jp